

重要文化財 白岩丹生神社本殿の保管古材についての報告

大 給 友 樹

第1章 白岩丹生神社について

1. 神社の概要

白岩丹生神社は有田郡有田川町に所在する。有田川は、高野山の御殿川を源流とし、西へと流下して紀伊水道に注ぐ。その流域は、古くから真言宗や臨済宗の影響下にあり、町内には他に重要文化財に指定された中世仏堂が5棟存在する。創始については明らかでないが、明応5年(1496)に現在地に遷したと伝えられている。本殿(写真1)については、残存する棟札のうち、明応5年棟札と永禄3年(1560)棟札が建立年代を示すと考えられるもので、文化財指定時(1955)には本殿の装飾が桃山時代に共通の特徴を持つことから、永禄3年建立と推察している。建立以来、修理が繰り返されるなかで、近代以降で記録が残る改変としては明治元年(1868)に塗装の洗い落としを行い、拝殿建築時の明治40年(1907)に周辺の岩壁を研り、本殿の位置を後ろに曳家した上で、浜縁等の修理が行われている。その後、昭和35年(1960)に国庫補助事業による解体修理が行われ、屋根や小屋組を当初復原している。平成元年(1989)には屋根葺替修理が行われている。今回の事業では、主に本殿の屋根葺替と部分修理を令和4年度から2ヶ年にわたり実施した。

本殿は一間社春日造、屋根は檜皮葺である。明応と永禄の棟札のいずれからも「天王寺工匠」との関わりを示す記載が認められる(紀要の第2号で紹介)。本殿において最も特徴的なのは身舎正面の意匠で、頭貫を虹梁形とし、内法長押を枕捌に納めて、鴨居と頭貫の間に彫刻欄間を入れる(写真2)。



写真1 本殿の全景



写真2 本殿の身舎正面上方

第2章 保管古材の整理

1. 保管古材の確認状況

古材は、令和4年11月から令和5年10月にかけて実施した保存修理事業中に、境内に保管されていることを確認した。保管古材は19点認められ、それらの部材は昭和35年(1960)に解体修理が行われた際に選別し、保管されたと考えられる。今回、各部材についての使用時期や箇所を整理したので紹介したい。

2. 保管古材の時代別整理

保管古材19点を一覧表にまとめた(表1)。整理した部材については推察した使用時期順に示す。

【当初材～文化5年】

一覧表番号(表1)

身舎 : 1 身舎巻斗(壁付)

向拝 : 2 木階段木、3 向拝巻斗

軒廻り : 4 切裏甲①②、5 正面千鳥破風板(断片)、
7 障泥破風板、9 降懸魚(背面)

縁廻り : 10 縁束(正面隅)、11 縁板、

12 高欄斗束(西側面)

白岩丹生神社本殿 保管古材調査													
時代区分 当初：永徳3年（明応5年）～文化5年以前 A：文化5年～明治初年以前 B：明治初年 C：明治40年～昭和35年以前													
番号	名称		材種	寸法			数量		時代別内訳				備考
				幅(m)	厚(m)	長(m)	単位	員数	当初	A	B	C	
1	身舎	巻斗（壁付）	楠	0.174	0.107	0.147	個	1	1				数面に琵琶板の板溝があり、取り合い部の寸法から西側面背面側の束肘木下の巻斗と考えられる。
2	軒廻り	木階段木	楠	0.111	0.126	1.526	本	1	1				最上段の段木の西側は切断され、東側のみ残存する。 朱土塗痕跡、昭和35年修理で向拝床下から発見された。 昭和35年修理の際、それ以前に取替えられた旧段木であることが裏面に記される。
3		巻斗	楠	0.172	0.109	0.150	個	1	1				数面に向拝桁底面に対応する面取り、西側向拝柱外側の向拝桁下の2つの巻斗のうちのいずれかと考えられる。
4		切裏甲①	楠	0.229	0.045	0.271	枚	1	1				角釘の打替えが一回分あり、両木口に黒色、下面に白色の塗装痕跡が認められる。
		切裏甲②	楠	0.340	0.048	0.270	枚	1	1				角釘の打替えが一回分あり、両木口に黒色、下面に白色の塗装痕跡が認められる。
5		正面千鳥破風板 （中古に裏甲尻受けへ転用）	楠	0.300	0.043	0.753	枚	2	2				文化5年修理時、当初正面千鳥破風板採み断片を当該部の裏甲尻受けに転用したと考えられる。 朱土塗・墨塗が認められるが、風食した部材の表面に施されていることから、中古塗装の可能性がある。
6		正面千鳥破風板	楠	0.522	0.066	1.655	枚	2		2			西流見返しに文化5年墨書が認められる。 昭和35年修理工事報告書に記載の丹塗痕跡は確認できない。
7		障泥破風板①	楠	2.160	0.055	0.410	枚	1	1				木角・茅舎を大入れ、化粧裏板の板溝、枯木に合わせた仕口が施され、②と一連になる。 座金の形状で赤色塗装の痕跡が残る。剝材の引きつけ等に鋸を打ち込んでいる。
		障泥破風板②	楠	1.637	0.055	0.272	枚	1	1				枯木に合わせた仕口が施され、①と一連になる。
8	縁廻り	拝懸魚（正面）	楠	0.339	0.049	0.645	枚	1		1			昭和35年修理工事報告書の修理前写真により、見付面に銅板が張られていたことがわかる。 見付に覆輪を彫っておらず、見付東側に剝木修理箇所が確認できる。
9		障懸魚（背面）	楠	0.398	0.050	0.512	枚	1	1				見付に風食痕による六葉の痕跡が認められる。中央で縦二つに割れており、中古に丸釘で4点留めされている。
10		縁束（正面隅）	樺	0.116	0.129	0.457	本	1	1				昭和35年修理時、縁束足元の継木修理時に取替えられた部材が保管されている。
11	高欄斗束（西側面）	縁板	楠	0.362	0.050	1.674	枚	1	1				正面西側身舎柱及び中央縁束に合わせた欠き込み、表面に切目長押の風食痕、表裏両面に台鋸と考えられる痕跡、縁の正面根木に対応する角釘の痕跡が認められる。
12		高欄斗束（西側面）	楠	0.068	0.076	0.335	本	2	2				足元長納に「西」の文字が認められる墨書
13	浜床	束	楠	0.105	0.076	0.190	本	2		2			束の角は几帳面仕上げ、東側束の見返しに「束」の文字が墨書で認められる。 束と横目板は和釘留めされている。上端の納に打替え1回分の丸釘穴が認められる。 昭和35年修理で不再生となった(修理前写真にて確認)。
		横目板（中央）	杉	0.746	0.025	0.195	枚	1		1			見付は横目連子、見返しに墨書が認められる。 角釘留め 昭和35年修理で不再生となった(修理前写真にて確認)。
		横目板（西・東）	杉	0.750	0.025	0.195	枚	2		2			見付は横目連子、各板の見返しに「西」及び「束」の文字が墨書で認められる。 角釘の打替えなし
15		敷板	檜	1.710	0.045	0.163	枚	1			1		切断された状態で残存、裏面に送り蟻仕口及び給新痕跡、部材端部に東側向拝柱の面取部分及び横目地仕口部の剝木箇所に対応する加工が認められる。 文化5年以前に小屋組の部材であったものを挽き割り、転用した可能性もある。 昭和35年修理で不再生となった(修理前写真にて確認)。
16	屋根廻り	千木①	楠	0.117	0.089	1.668	本	1			1		立ち水から相欠きまでの断片が残存するが、腐朽により切断されて全長は残っていない。
		千木②	楠	0.116	0.092	1.098	本	1			1		風食痕による木口八双金物・明金物の痕跡が認められる。また転用されたと考えられる欠き込みが施されている。
17	その他	勝男木留金具		0.256		0.528	個	1			1		箔は昭和35年修理工事に復元されたものと同等。 昭和35年修理工事時、勝男木の復元資料とされた。
		身舎正面欄間伏板（西）	檜	0.149	0.022	0.651	枚	1		1			明治初年の廃仏棄釈の折、神社が丹塗にされているのは不合理とされ、本殿の塗装を洗い落したと伝わることから、 その際に、彫刻欄間の彩色を伏せるために用いたと考えられる。 各板は巴紋を3カ所彫る。
		身舎正面欄間伏板（中央）	檜	0.149	0.022	0.659	枚	1		1			
		身舎正面欄間伏板（東）	檜	0.146	0.021	0.666	枚	1		1			
19	行灯吊下げ金具			0.033		0.724	本	1				1	昭和35年修理工事報告書の修理前写真で、拝殿と本殿正面の間から吊下げられているものに相当する。

保管場所 身舎床下：番号1,3～6,8～19 木階下：番号2 向拝小屋内：番号7
昭和35年修理工事報告書 記載あり：番号2,5,6,8,9,16,17 記載なし：番号1,3,4,7,10～15,18,19
※同部材で寸法が異なるものについては名称に番号を振る。
※ここで示す朱土塗は、昭和35年修理工事報告書で定義されたものをいう。

表1 保管古材調査

○木階段段木について

S35 修理工事報告書の記載

解体修理時に身舎床下で発見された。鼠の被害を受けた腐朽と一致する部分に、同様の破損がみられたことや、仕口等から最上段に据えられているものと明らかにされた。当初と考えられる部材であり、朱土塗が施されている。

今回、旧段木が向拝床下の束に釘で留め付け、保管されていることを確認した（写真3）。段木は切断され、仕口や塗装面、踏面の風食痕から最上段の東側が残されていることがわかった。段木裏面には、「昭和35年修理以前に取替た旧段木、将来の参考のためここに保存する。昭和三五九年九月持田豊 現場主任」と記されていた（写真4）。



写真3 段木の保管状況（向拝木階下）



写真4 段木裏面の記述（一部）

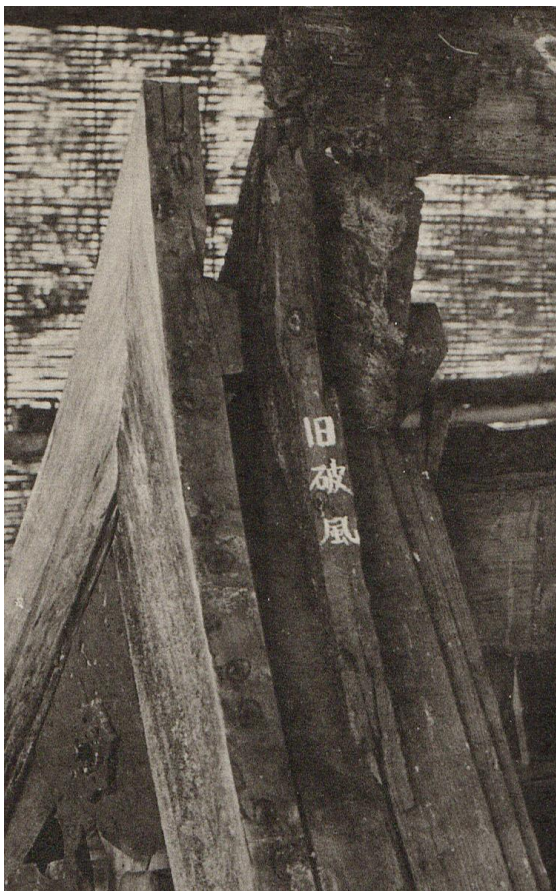


写真5 解体修理時の状況（S35）

○正面千鳥破風板（中古の裏甲尻受け転用材）
について

S35 修理工事報告書の記載

文化5年（1808）に、正面破風及び同懸魚の取替ならびに、身舎屋根面を上げて、二軒付に改変を行ったとされ、その時に裏甲尻受けに転用されたと判断している（写真5）。

拝み部分の矧付材にもみえる断片であるが、拝みに左右差があり、削られた可能性が高いことから、解体修理時の所見と同様に文化期に調整し転用されたものと判断した（写真6）。見付面には朱土塗と墨塗が認められる。修理工事報告書(S35)では当初の塗装と推定しているが、当該部材を確認したところ風食面に塗装が施されており、文化期以前の中古に塗装した痕跡と考えた。



写真6 破風板と文化5年取替材の比較状況

○障泥破風板について

昭和 35 年解体修理時に東側に配されていたものが取替され、向拝の小屋内に保管されたと考えている。座金が使用されていた場所に赤色塗装の痕跡が認められ、矧材の引きつけ等に鋸を打ち込んでいる（写真 7、8）。西側の障泥破風板は再用されており、当該部材同様の座金痕が認められる。

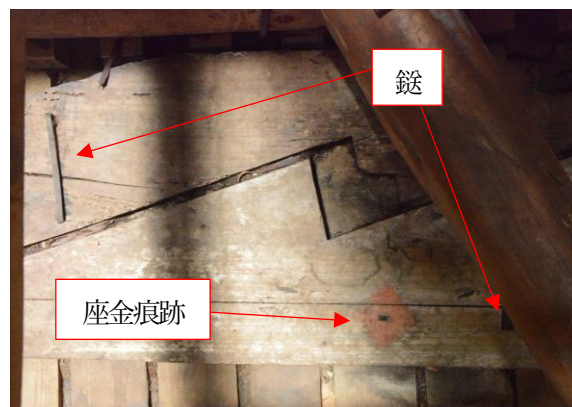


写真7 障泥破風板保管状況（向拝小屋内）

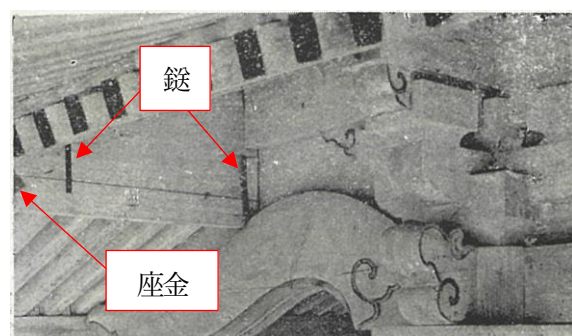


写真8 東側面後方から障泥破風まわりをみる
（続続成虫欄随筆 1947 より引用）

○縁束（正面隅）について

縁束（身舎正面西隅）古材は、浜縁納まりと地覆や貫の断面寸法や位置、仕口が一致する。

解体修理時(S35)に「ほ二」の番付が木口に記されている。報告書には、明治期に当該部分の胴付をはつり（写真9）、地覆の納まりを変更したとあり（図1）、保管部材を実測し確認を行った（図2）。その結果、現状の継材は解体時の仕口を踏襲されたことを確認した。

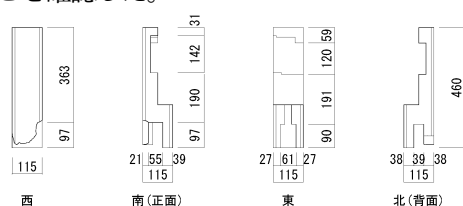


図2 縁束古材の実測図



写真9 胴付部分をはつった縁束古材

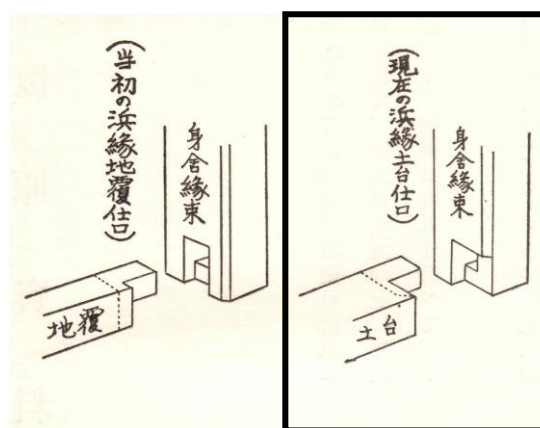


図1 修理工事報告書掲載図

○縁板について

身舎柱（写真10）と正面中央縁束に合わせた欠き、表面の切目長押の風食等の痕跡から、正面中央の縁束から西側端部までの部材と確認することができた（写真11）。



写真10 身舎柱との対応状況



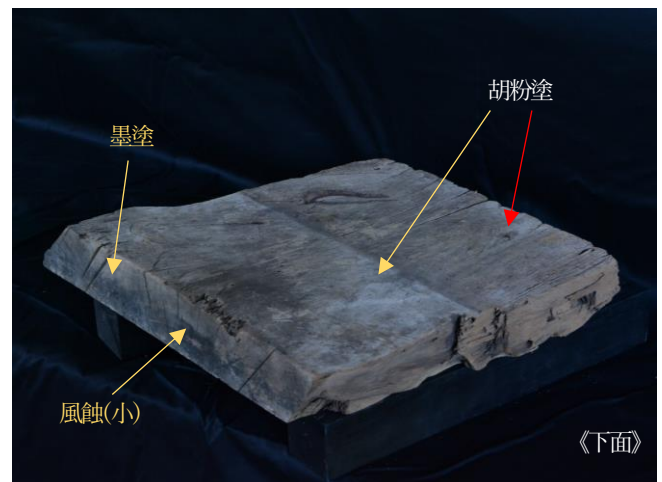
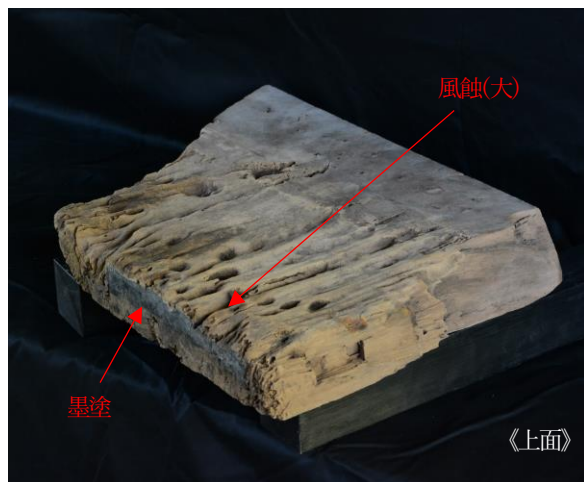
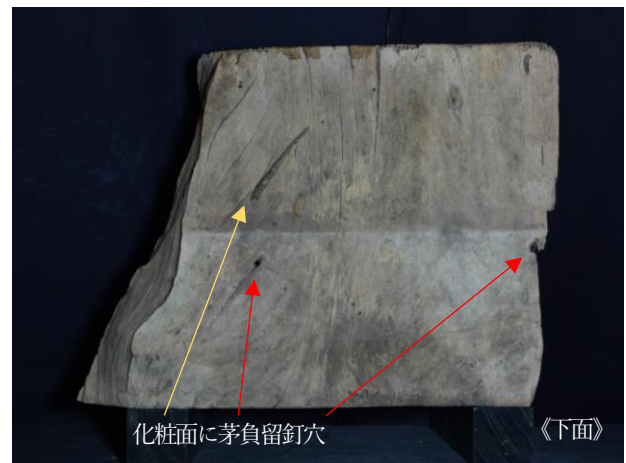
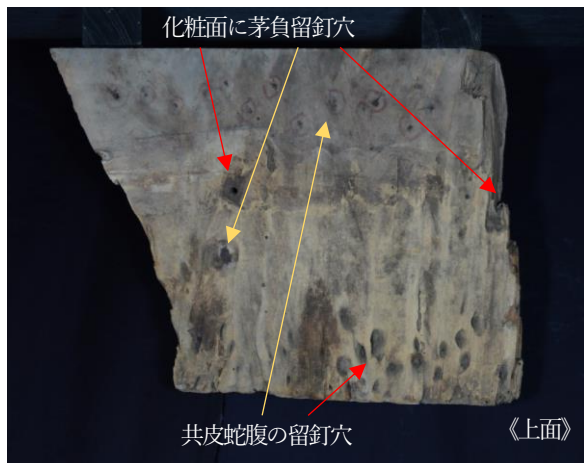
写真11 縁板の使用箇所確認状況

○切裏甲について

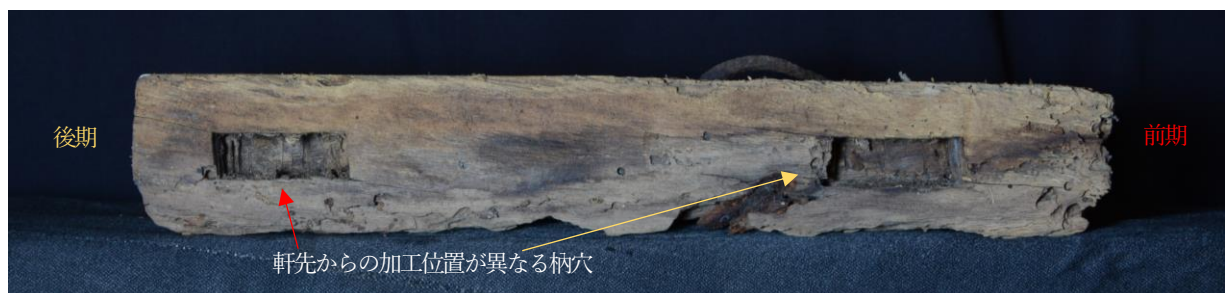
切裏甲は①、②ともに木口に黒色、下面に白色の塗装痕跡が残る。①は欠損により、全幅は不明だが240～270mm程度と推定され、向拝正面切裏甲の現寸に相当する。②は全幅を340mmとし、身舎側面切裏甲の現寸300～360mmに相当する。この材は茅負外側のずれ止めに横繋ぎの雇柄を仕込む柄穴が認められることから、前後を入れ替え再用していることがわかる。両側の木口に黒色痕

跡が認められ、片方は表面の風蝕が著しい。また、風蝕が大きい方の木口を外側にに向けた際に対応する茅負の留釘穴が、再用後に白色塗装を施したと推定される化粧面に残る（写真12）。

切裏甲の古材は当初材が文化期に転用され、昭和35年に取り外されたものと判断した。昭和35年修理時に切裏甲は古材に倣い木口を黒色、下面を白色とし、破風板（千鳥破風含む）、垂木木口、竹の節、高欄の擬宝珠等には黒色を施している。



切裏甲① 上面、下面の痕跡



切裏甲② 部材側面の痕跡

使用時期(前期：赤、後期：黄)

写真12 切裏甲（床下古材）の痕跡



写真 13 墨書の残存状況（昭和 35 年）



写真 14 墨書の残存状況（現在）

【文化 5 年～明治元年以前】（時代別内訳：A）

一覧表番号（表 1）

軒廻り：6 正面千鳥破風板、8 拝懸魚（正面）

浜床：13 束、14 横羽目板

○正面千鳥破風板について

S35 修理工事報告書の記載

解体修理時に取替し、身舎床下に保管された。
西流の見返しに文化 5 年の墨書が認められる
（写真 13）。

実物と報告書掲載写真を比較すると、日陰に保管されていたにもかかわらず、墨書の劣化が著しい（写真 14）。また、解体時には丹塗の痕跡が確認され、文化 5 年に朱土塗から丹塗に塗り替えを行ったと報告書に記述がある。しかし、現在の実物には丹塗痕跡を確認することが出来なかった（写真 15）。手がかりを求め、解体時の作業状況について、現宮司の親族に聞き取りを行ったところ、解体作業完了後の組み立て前に、柱等の部材表面の塗装を洗い落としていたとの証言を得た。このことから、S35 修理時に部材を清掃するにあたり、中古に施された丹塗とともに墨書も洗い落とされたものと推定した。



写真 15 正面千鳥破風の組付状況

破風板の比較（文化 5 年と昭和 35 年）

文化 5 年の破風板から型紙を作成し、現状の正面千鳥破風板にあてがった（写真 16、17）。



写真 16 文化 5 年材型紙との比較状況

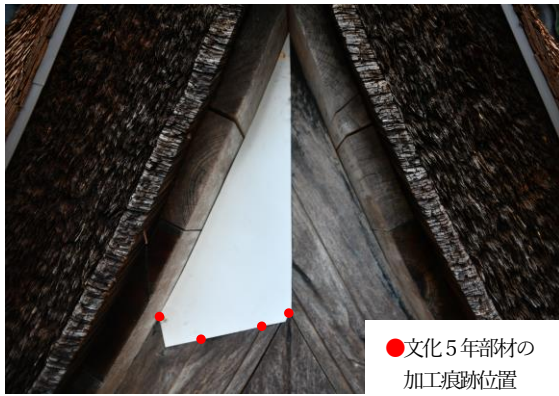


写真17 拝みの比較状況

寸法を文化5年の破風板と昭和35年の破風板で比較すると、全幅や眉幅、反り、鎬位置（写真17の赤点）の関係は対応した。全長は解体修理時に、当初の屋根まわりに復した影響で延長している。そのため、文化5年の破風板を再利用しなかったと思われる。昭和35年の取替材は文化5年の部材意匠を踏襲して製作されたことを確認した。

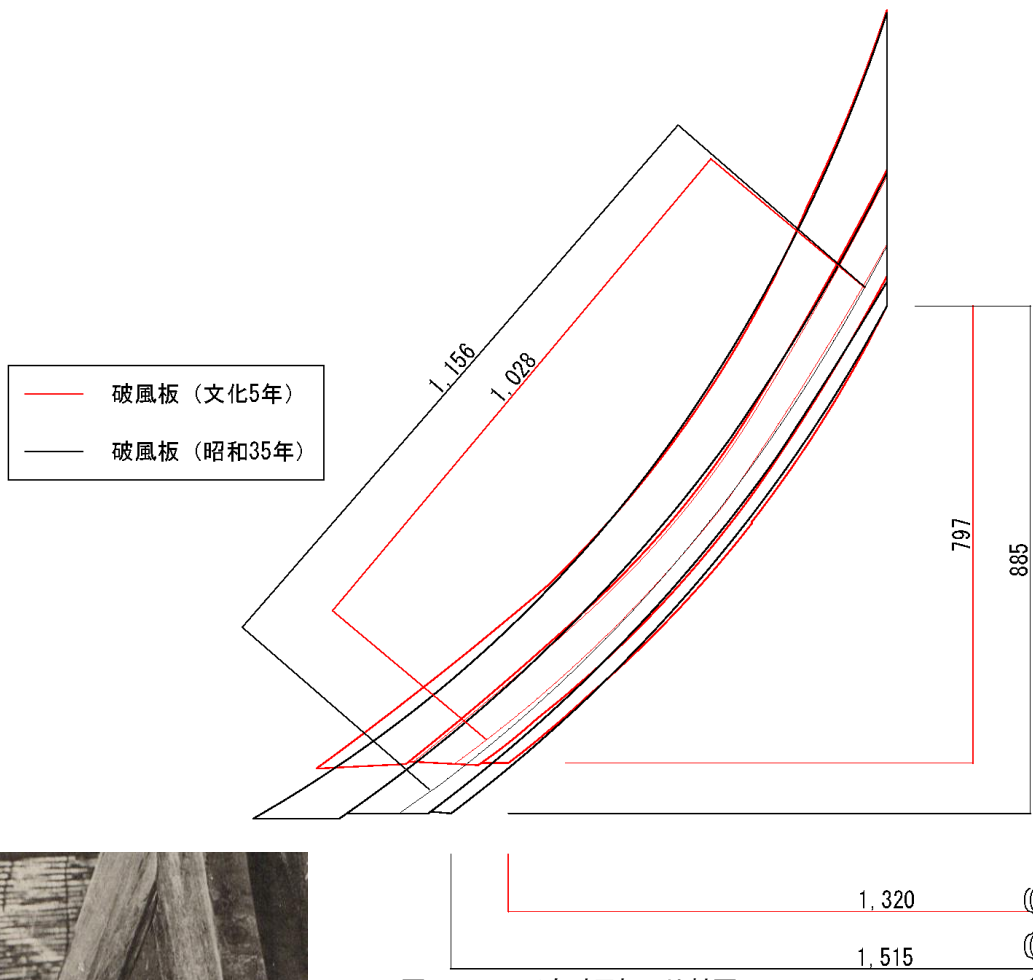


図3 正面千鳥破風板の比較図

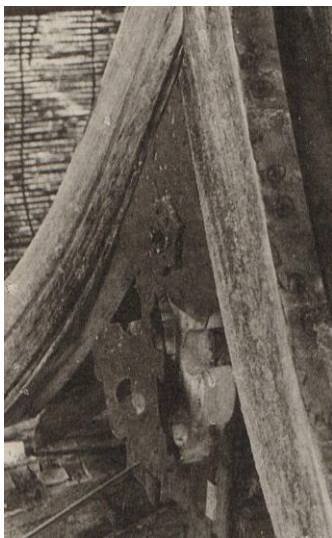


写真18 銅板張りの状況（S35修理前写真）

○拝懸魚（正面）について

見付面が銅板張りされていた（写真18）。見付に覆輪が彫られていないことから、取付時から銅板が張られる前提で製作されたものと考えられる。銅板の留釘は2回打替され、短木補修されている東側一部は1回打替されている。昭和35年までの間に少なくとも2回補修が行われたと判断できる（写真19）。



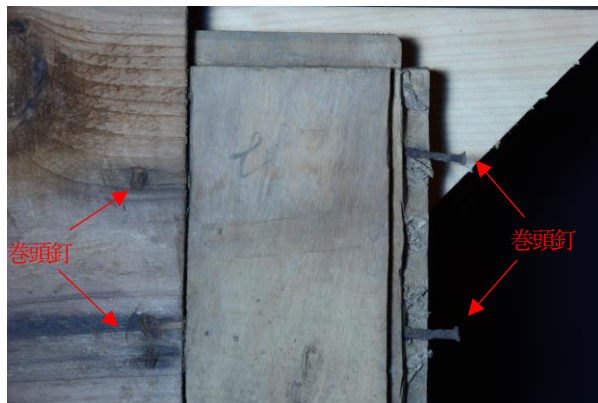
写真19 拝懸魚（正面）の見付

○浜床部材について

束と両脇の横羽目板は角釘留めされた状態で保管されていた。束の面取は几帳面仕上げで、上端の柄に打替1回分の釘穴が認められる。横羽目板は横盲連子で、釘の打替穴はみられない(写真20)。

報告書(S35)の修理前写真(写真21)で、取り付けいていた状況を確認できるが、部材についての記述はなく、修理前図面にも表現されていない。

今回、敷板と呼称した部材(写真22)も、報告書(S35)の修理前写真でのみ、確認することができる。当部材は切断された状態で残存し、部材の端部には東側向拝柱の面取部分及び、横目地仕口部の短木箇所にも納まる加工がされている。裏面に、送り蟻仕口及び、蛤鉋の加工痕が認められることから、文化5年以前に小屋組の部材であったものを挽き割り、転用した可能性がある。この部材は、向拝柱間の腰長押と浜床の間に何らかの破損が生じていたために伏せ板として用いられたものと判断した。



束（裏側）の和釘と番付「束」



束（上端）の釘穴



写真20 束・横羽目板 一式

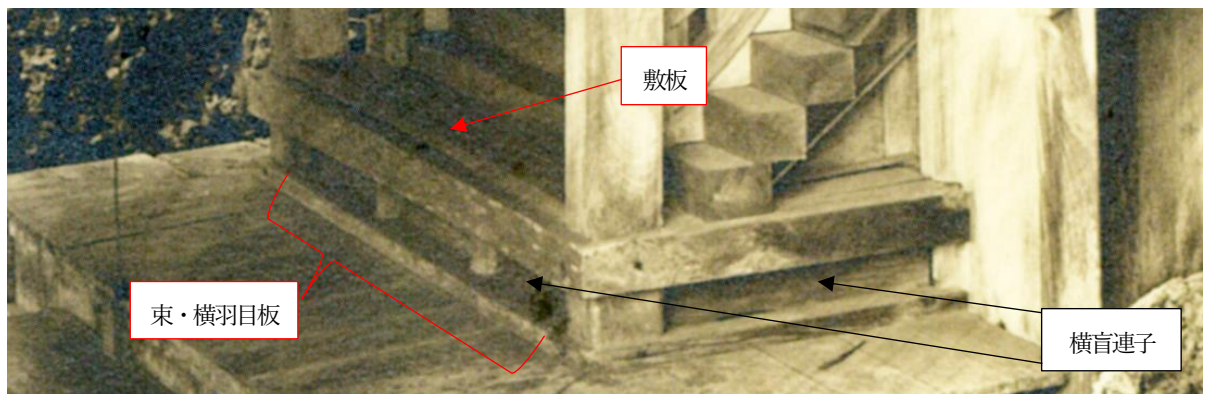


写真21 昭和35年修理工事報告書の修理前写真（浜床まわり）



表面



裏面

写真22 敷板

修理前写真で、昭和35年までは浜床まわりの古材が配されていたのを確認した。使用時期は、横羽目板に残る角釘と束の上端打替丸釘穴により、文化5年以降と推定し、明治40年の浜縁まわり改変時に、一度分解が行われたと考えた。また、敷板に接する木階最下の段木は、板状の風蝕痕が認められる。残存する敷板に続いて、板が敷かれていたとともに、当該段木については、明治40年修理の際は再用されたものと判断した(写真23)。



風蝕の痕跡(西側)



敷板の対応状況(東側)

写真23 敷板と向拝柱、木階段木の痕跡

【明治元年】(時代別内訳:B)

一覧表番号(表1)

浜床 : 15 敷板

屋根廻り : 16 千木①②、17 勝男木留金具

その他 : 18 身舎正面欄間伏板

○千木について

今回、身舎床下で確認した千木古材は、昭和35年の解体修理時に向拝床下から発見された。部材は立ち水から相欠きまでの断片が残存するが、腐朽により切断されて全長は残っていない。明治初年前後の千木材であると判断している。不自然な位置に欠き込みが認められるが、明治40年に向拝まわりと小屋組を修理しており、その際に転用材とされていたものを取り外し、向拝床下に収納したと推定した(写真24)。



千木①



千木②

写真24 千木材の断片

○勝男木留金具について

千木材と同様に、昭和35年の解体修理時に向拝床下で発見されたことから、千木と同時期の部材と考えている。勝男木に廻る部分の直径が約8

寸であり、昭和 35 年に箱棟を復した際に参考とされたことを改めて確認した（写真 25）。

写真 25 勝男木留金具



○身舎正面欄間伏板について

修理工事報告書によると、明治元年の廃仏毀釈のおり、神社が丹塗されているのは不合理とされ、本殿の塗装を洗い落としたと記載されている。その際に、彫刻欄間の彩色については伏板で被覆したものと判断した。釘留せず、竹の節間に嵌め込む仕様となっている（写真 26）。



写真 26 身舎正面に欄間伏板を配した状況

【明治 40 年～昭和 35 年】（時代別内訳：C）

一覧表番号（表 1）

その他：19 行灯吊り下げ金具

※補足：昭和 35 年の千木・化粧棟木断片

○近代の箱棟変遷について

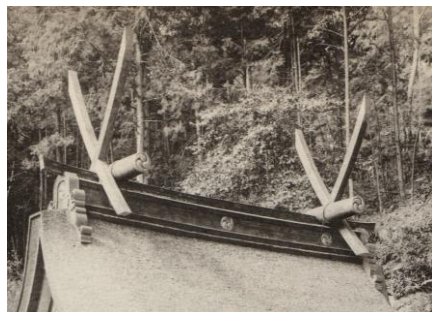
拝殿の床下に平成元年の屋根葺替で取り替えられた千木 4 本・化粧棟木の正面・背面の端部断片が保管されていることを確認した。保管されてきた箱棟部材を比較し、近代における箱棟の変遷をまとめた（写真 27、図 4）。

昭和 35 年修理前



昭和 35 年修理前の箱棟は、全面に銅板包を施し、千木は正面のみ取付、勝男木の径は竣工後に復された物より細い。床下保管されていた古材が明治 40 年に収納されたことから、この時期に改変された仕様と考えられる。

昭和 35 年竣工後



化粧棟木の断片→

拝殿床下に千木・化粧棟木が保管されている。千木、勝男木ともに、向拝床下に保管されていた古材を参考に復された。鬼板は、向拝降懸魚の鰭をもとに設計された。



正面端部



背面端部



保管されていた千木→

写真 27 昭和 35 年修理時の化粧棟木と千木

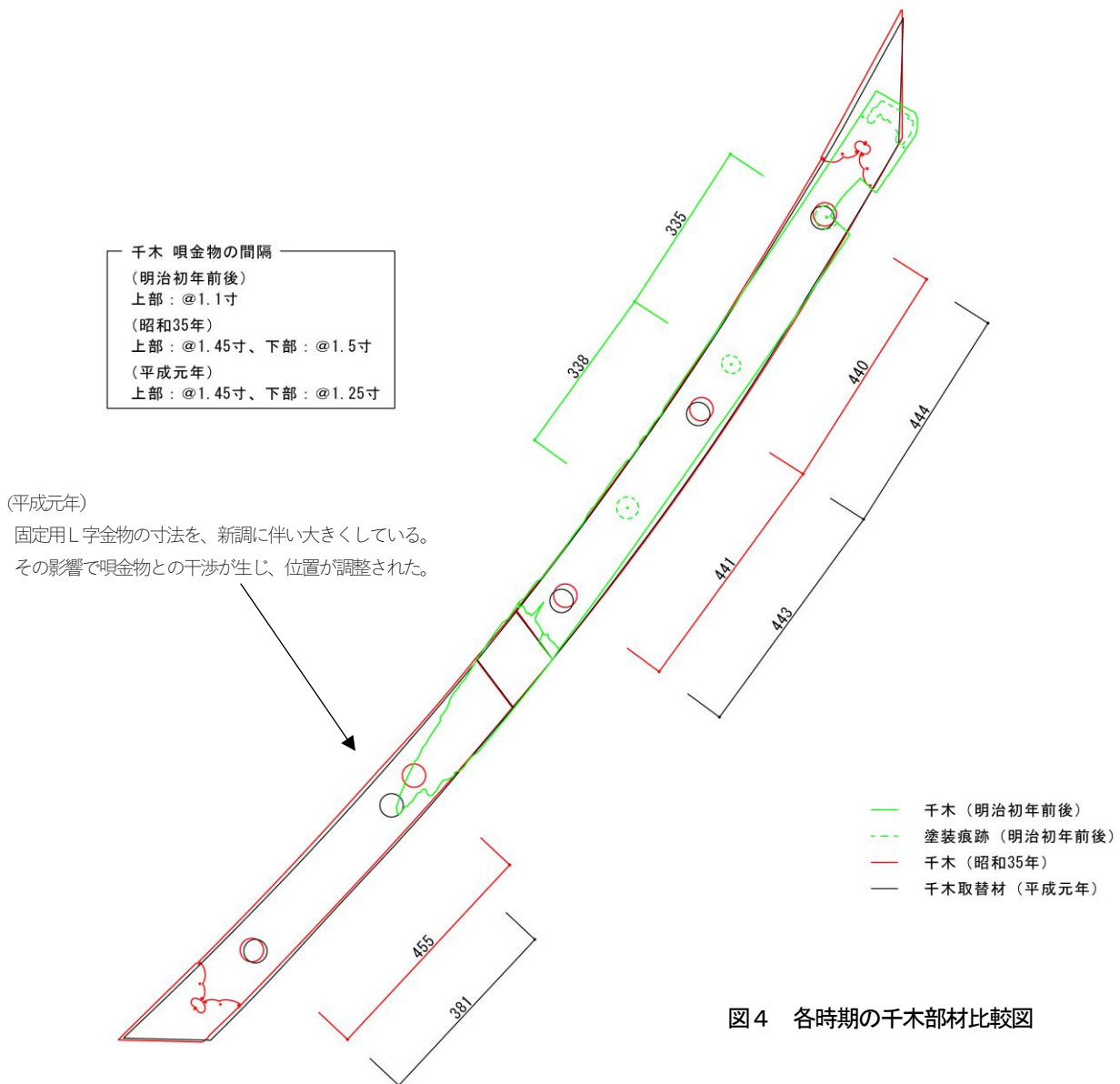


図4 各時期の千木部材比較図

3. 来歴について

保管古材の整理結果及び本殿に残る痕跡と昭和35年刊行の修理工事報告書の内容を照合し、修理の来歴を時系列に示す。

【当初 (1560)】

塗装：不明。木肌が整った雑木が随所に使用されていること、身舎正面彫刻欄間の裏側に彩色が施されていないこと等から素木であった可能性もある。

【当初から文化5年の間】

塗装：解体修理時 (S35) に小屋組で発見された当初の正面破風断片 (現存) 及び保管されていた段木 (現存) に朱土塗が残存し

ている。修理工事報告書では当初の塗装と推定している。しかし今回の事業に合わせ、該当部材を確認したところ風蝕面に朱土塗が施されており、文化期以前の中古に塗装した痕跡と考えている。

【文化5年 (1808)】

小屋組：正面破風 (裏に墨書：現存) 及び同懸魚の取替ならびに、身舎屋根面を上げて二軒付に改変された。

塗装：文化5年修理の破風板と裏甲及び蛇腹の入隅部まで丹塗りがあったため、丹塗に塗り替えられた時期と推定される。

※破風板、裏甲古材は現存するが、塗装

痕跡は殆ど確認することができない。

【明治元年（1868）】

塗装：廃仏毀釈のおり神社が丹塗りされているのは不合理とされ、塗装を洗い落とした。

【明治40年（1907）】

周辺整備：本殿位置に拝殿を建立するため、裏山を掘削して約三間程後方の現在地に移築された。

向拝まわり：木階段木と浜縁は移築時に取替されたため、中古部材。墨書により、拝殿を新築した大工によって施工されたと確認される。

小屋組：野垂木及び母屋に洋釘の使用が確認され、移築時の改変と推定される。

【昭和22年（1947）】

塗装：白岩丹生神社に来訪した天沼俊一博士が著書に記述している。

「当初か或いは後の後補の時か丹色に軸部を塗ったが、いつの頃かそれを全部剥がして、今では一見素色の様である。」（『成虫樓随筆 続続』『続続和歌山紀行』1947）

【昭和35年（1960）】

小屋組・高欄擬宝珠・背面床下片引板戸：部材痕跡から現状変更。

塗装：（軸部等）光明丹・ベンガラ・油煙墨をカゼイン水溶液で調合。小屋組で発見された破風板断片の朱土塗を参考に古色仕上げとした。

（眉・竹の節・垂木木口）墨塗

第3章 おわりに

以上、白岩丹生神社本殿において、昭和35年に保管された古材と修理工事報告書を照合しながら、これまでの修理来歴を呈示した。昭和35年解体修理時の主任技術者が多くの取替材を残してくれたおかげで、現在の姿に至るまでの歴史の一端を感じることが出

来た。文末に保管古材の推定配置図を掲載した。木階段木の古材に記された「将来の参考のためここに保存する」というメッセージとともに、本報告がわずかなりとも本殿を次世代に繋ぐ一助となれば喜びである。

【 参考引用文献 】

天沼俊一 1947 「続続和歌山紀行」『続続成虫樓随筆』明窓書房

1960 『重要文化財白岩丹生神社本殿修理工事報告書』重要文化財白岩丹生神社本殿修理委員会

